道外の私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う生徒の保護者の皆さまへ

・・・奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)制度の御案内・・・

北海道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税相当である世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。

なお、本制度は給付型奨学金制度のため、返還の必要はありません。

【注意】 <u>奨学のための給付金(授業料以外の教育費負担を軽減)は、高等学校等就学支援金(授業料の負担を軽減)とは別の制度</u>ですので、この資料に掲載しております申請手続きをしないと給付金を受給することはできません。

〇対象となる世帯

- 基準日の7月1日現在で、次の①~③全ての項目に該当する世帯
- ① 生徒が私立の高等学校等 及び 高等学校等専攻科に在学していること。
 - ・高等学校等とは、就学支援金の対象となる高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年~第3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。
 - 高等学校等専攻科とは、高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの又は国家資格者養成課程を有するもの。
- ② 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること。
- ③ 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 保護者等全員の道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額が非課税相当であること(家計急変世帯を含む)。
- ※ 家計急変世帯の必要書類・申請期限等手続きの詳細については、別紙(p4) をご覧ください。
- ※ 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象となります。
- ※ 国公立の高等学校等及び高等学校等専攻科に在籍している方については、北海道教育委員会が同制度を 実施します。

〇生徒1人当たりの支給額

	支給区分	支給額						
1	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等・通信制】 (高等学校等専攻科に通う生徒を除く)	年額 52,600円						
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯 ※1に該当する場合を除く							
	(1) 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】 高等学校等専攻科に通う生徒 【全日制等・通信制】	年額 52,100円						
	(2)通信制以外の高等学校等に通う高校生等 【全日制等】 ((3)に該当する場合を除く)	年額 137,600円						
	(3)通信制以外の高等学校等に通う高校生等で、 【全日制等】 ・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 がいる世帯の高校生等 ・通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を 含む複数の高校生等がいる世帯の高校生等	年額 152,000円						
	◎ 保護者等の失職等の家計急変により収入が激減した 世帯(家計急変世帯)の高校生等	家計急変の発生・申請の時期 に応じた(1)~(3)の支給額						

※家計急変世帯の支給額の詳細は学事課HPをご覧ください。

〇申請期限 【生活保護受給世帯・非課税世帯】

【新入生】

①令和5年(2023年)7月14日(金)

特に負担の大きい入学年度の軽減を図るため、新入生の保護者等から早期に申請があった場合に、 給付の早期化を行うこととしております。

※ ただし、申請書等の内容に不備があった場合は、早期給付できない可能性がありますので、ご了承ください。 (上記1)の期限を過ぎても、下記2)の期限までに申請いただければ、給付できます。)

【在校生】

②<u>令和5年(2023年)9月29日(金)</u> 原則として、上記期限までに提出してください。

〇申請手続等

- ・申請は、郵送等により、直接、北海道(学事課)に提出してください。
- ・申請書等は、北海道のホームページからダウンロードしてください。 (北海道のホームページ) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/gakuji-hp/shogakukyufu.htm

【提出先】 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部教育・法人局学事課 修学支援係 宛

◎申請に必要な書類 ※記入に際しては、記入例を参考に記入してください。

- 1 奨学のための給付金 受給申請書
 - ※申請書は、表と裏があります。両面印刷してください。
- 2 口座振込申出書
 - ※申請者名義の金融機関口座になります。
- 3 在学証明書
 - ※**7月1日現在**(秋入学など7月以降に入学することが定められている場合は、入学日の翌月の1日)で在学していることがわかる証明を提出してください。
- 4 非課税相当であることの証明書類
 - ①生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
 - ・生業扶助の措置状況がわかる証明書(写し可)
 - ※令和5年(2023年)7月1日現在の状況が確認できる証明書(別紙様式第2号又は 生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書等)を提出してください。
 - ②道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の場合
 - 保護者(親権者)等全員分の課税証明書等
 - ※「令和5年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税であることが 確認できる書類(課税証明書、納税通知書、市町村民税・道民税特別徴収税額決定通知書等)
 - ※父母それぞれの証明書が必要です。保護者等(親権者)全員の証明書がない場合は、 給付金を受け取ることができません。
- 5 扶養関係が確認できる書類(上記4の②に該当する場合)
 - ・健康保険証等の写し
 - ※基準日現在で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹の健康 保険証等になります。
 - ※健康保険証等を提出する場合は、あらかじめ被保険者等記号・番号等にマスキングを施し、提出してください。
 - ※健康保険証で扶養関係が確認できない場合は、「扶養申立書」の提出が必要となります。 (確認できない場合とは、国民健康保険証、被保護者のみの記載のもの等) 「扶養申立書」は、北海道のホームページからダウンロードしてください。
- 6 個人対象要件証明書 ※高等学校等専攻科に通う生徒のみ
 - ※在学する学校に証明をしてもらい、提出してください。

〇留意事項

次に該当する場合は、給付金支給の対象外となります。

- ・特別支援学校の高等部に在学している場合
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合
- ・この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金(北海道アイヌ子弟高等学校等 進学奨励補助制度)による補助を受けている場合

〇提出書類一覧早見表

区分		全日制・定時	 制	通信制・専攻科		
	生活保護	非課税世帯		生活保護	非課税世帯	
提出書類等	受給世帯	第1子	第2子以降	受給世帯	第1子	第2子
①申請書	0	0	0	0	0	0
②-1生活保護受 給証明書	0			0		
②-2課税証明書等		0	0		0	0
③在学証明書	0	0	0	0	0	0
④健康保険証の写 (兄弟姉妹)			0			
⑤口座振込申出書	0	0	0	0	0	0
※家計急変世帯 確認書類		*	*		*	*

<記号の説明>

- → 提出が必要(家計急変世帯を含む)
- ※ → 家計急変世帯で申請する場合は提出が必要(生活保護受給世帯及び非課税世帯は申請不可)
- ・高等学校等専攻科に通う高校生等の保護者等の場合は、上記の申請書類のほか個人対象要件証明書 の提出が必要となります。

◎家計急変世帯への支援について

〇制度概要

家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯に相当すると認められた場合、高校生等奨学給付金を支給します。

- ※ 生活保護受給世帯は対象外です。
- ※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込みは、3人世帯の場合で2,214,286 円未満、4人世帯の場合で2,714,286 円未満となっております。これに該当しない場合はお問い合わせください。

〇支給額 -

- ①令和5年(2023年) 7月1日までに家計急変した場合(7月1日現在の状況を確認します。) ⇒リーフレットp1「○生徒一人当たりの支給額」の2(1)~(3)の支給額
- ②令和5年(2023年)7月2日以降に家計急変した場合(申請した月の翌月(申請した月が月の初日である場合は申請した月)の1日現在の状況を確認します。)
 - ⇒申請した月の翌月以降の月数に応じて算定した2(1)~(3)支給額
 - ※申請時期によって支給額が変わりますので、家計急変の事由発生後、すぐに申請してください。

〇提出期限 ------

①令和5年(2023年)7月1日までに家計急変した場合

【新入生】⇒令和5年(2023年)7月14日(金)

特に負担の大きい入学年度の軽減を図るため、新入生の保護者等から早期に申請のあった場合に、 早期に給付を行うこととしております。

- ※ ただし、申請書等の内容に不備があった場合は、早期給付できない可能性がありますので、ご了承ください。
- ※ 上記期限を過ぎても、8月4日(金)までに申請いただければ、給付できます。

【在校生】⇒令和5年(2023年)8月4日(金)

- ②令和5年(2023年)7月2日以降に家計急変した場合
 - ⇒<u>令和6年(2024年)3月1日(金)まで随時、受け付けております。</u>

〇必要書類 -----

- ① 奨学のための給付金(家計急変用)受給申請書
- ② 口座振込申請書
- ③ 健康保険証等の写し
- ④ 在学証明書
- ⑤ 個人対象要件証明書 ※高等学校等専攻科のみ
- ⑥ 家計急変の発生事由を証明する書類
 - 例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ⑦ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - 例) 家計急変前: 課税証明書 等

家計急変後:会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

- ※ 会社作成の給与見込等がない場合は、直近3ヶ月の給与明細をご提出ください。
- ※ 税理士または公認会計士の作成した証明書類の提出が困難な個人事業主の方については、収支 見込計算書(参考様式)を作成し、売上や経費を記録した帳簿の写し等も添付の上、ご提出ください。
- ※ 失職等により収入がない場合は⑦「家計急変後」の収入を証明する書類は不要とします。

〇家計急変の対象となる事由

- ① 被災害
- ② 保護者等の心身障害及び長期療養
- ③ 保護者等の失職

会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。

ただし、自己都合による退職は含まれません。

④ その他

保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明、新型コロナウイルス感染症による減収 等

【問い合わせ先】

北海道総務部教育・法人局学事課修学支援係 (TEL:011-204-5066) 【平日 8:45~17:30】